

令和6年度

仕 様 書

モエレ処理場管理業務

環境局環境事業部処理場管理事務所

仕 様 書

1 業務名

モエレ処理場管理業務

2 業務概要

本業務では、圧送されたモエレ沼公園内からの浸出水を凝集沈殿方式により処理し、放流基準を満たしたうえで河川へ放流するための施設であるモエレ処理場の維持管理を行う。

3 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務従事日及び時間

(1) 業務従事日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日を除く毎日とする。

また、別途契約での整備、修繕等が行われる場合は、上記に関わらず立会を行うこと。

(2) 業務時間は、午前8時30分～午後5時までとする。

(3) 委託者が必要と認めるときは、従事日および従事時間を越えて延長業務を指示する。

ア 延長業務の種別は次のとおりとする。

(ア) 延長業務1

故障対応業務、運転監視延長業務のうち知識と経験を要する業務

(イ) 延長業務2

故障対応業務、運転監視延長業務のうち経験者の指導のもと作業する業務および簡易な業務延長業務の対応は、基本的に2名で行う。

ただし、立会い等、簡易な業務の延長業務は1名で行うことができる。

イ 延長業務の指示

※ 延長業務の指示があったとき、受託者は延長業務指示書(様式12)に基づき、受託者管理報告を行うこと。

※ 延長業務は15分単位とし、各月毎に時間数を集計し、30分以上の端数が生じた場合は、整数時間単位に切り上げ、30分未満の場合は切り捨てるものとする。

ウ 延長業務の予定時間

延長業務1 年間56時間

延長業務2 年間56時間

ただし、記載した数量は予定数量であり、その数量を保証するものではない。

5 委託業務履行場所

札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所 モエレ処理場
札幌市東区モエレ沼公園1番地2号

6 施設概要

(1) 敷地面積 : 2,763 m²

(2) 建築面積 : 926 m²

(3) 建物構造 : 地下1階、地上2階、RC造

(4) 延床面積 : 2,249 m²

(5) 施設内設備

- ア 中央監視装置
- イ 浸出水処理施設
- ウ 汚泥脱水設備
- エ 電気設備(受電・動力・照明等)
- オ 給水・衛生設備
- カ 暖房設備

7 業務内容

(1) 浸出水処理作業

- ア 満たすべき放流基準はBOD 3mg/ℓ以下とする。
- イ 処理設備の運転及び点検整備
 - (ア) 業務人員は常時2名以上とする。
 - (イ) 処理設備の運転操作
 - (ウ) 処理設備及び使用機器等の整備点検
 - a 整備対象機器は「主要機器一覧」による。
機器の仕様に応じて油脂類・消耗品の交換・補充を行う。
また必要に応じ支給部品の交換、清掃等を行う。
 - b 受電設備等については、「モエレ処理場受電設備等点検記録」(様式4)に示す。
点検対象機器及び頻度に基づき、点検整備を実施する。
 - c 浸出水処理設備については、「モエレ処理場浸出水処理設備点検記録」(様式5)に示す点検対象機器について、毎月1回点検整備を実施する。
 - (エ) 関連施設の維持管理
 - a 関連する施設、設備の維持管理を行う。(現場マンホールポンプの緊急時対応等)
 - b 施設内の整理整頓・清潔の保持に努め、施設(槽内含む)の清掃等必要な処置を適宜行うこと。
 - c 汚泥等の運搬・処分は、委託者が実施する。

ウ 測定・試験

- (ア) 日常業務(様式1、様式2、様式6、様式7、様式8、様式10)
 - a 浸出水量
 - b 処理水量(引抜汚泥量、濃縮汚泥処理量、脱水ケーキ量含む)
 - c 光熱水使用量(水道、井水、電力、灯油)
 - d 外気温、降雨量
 - e 水質試験(水温、pH、溶存酸素量、透視度)
 - f 電気測定(電圧、電流、負荷電力等)
 - g 薬品使用量(硫酸バンド、高分子凝集剤)
 - h その他特記事項
- (イ) 月次業務(1回/月)(様式4、様式5、様式9、様式11)
 - a 浸出水処理設備
 - b 集水マンホール水位、電気測定(絶縁抵抗、電流)
 - c 受電設備外観
 - d 汚泥(汚泥貯留槽、脱水汚泥)含水量 ※様式問わず

(2) 施設維持管理業務

- ア 清掃業務
清掃仕様書による。
- イ 停電作業
委託者が別途発注する電気保安全管理業務について、年次電気設備点検の際、施設が停電となるた

め、受託者は立会いを要するものとする。

日程は追って連絡するものとする。(例年 10 月頃実施)

ウ その他委託者業務主任の指示

施設の維持管理・運転管理上必要と判断されることは、業務主任と打ち合わせのうえ、指示に従い行うこと。

8 業務従事者配置区分

本業務の履行場所には、(1)、(2)に示す技能を有する技術者を各 1 名配置するものとし、業務経歴書を契約後速やかに委託者に提示し、承認を受けること。

また、必要に応じ(3)の業務従事者を配置すること。

(1) 保全技師Ⅱ

受電設備等以外の設備の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 15 年以上程度の者

(2) 保全技師補

ア 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 10 年以上 15 年未満程度の者

イ 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 10 年以上程度の者

(3) 保全技術員補

ア 設備の点検整備業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者

イ 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者

*令和 5 年度版国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務積算要領」に準拠する。

9 業務責任者等

(1) 業務の履行にあたり、受託者は上記、業務従事者から業務責任者を定め、委託者に書面にて通知するものとする。

(2) 業務責任者は、他の従事者に作業内容及び業務主任の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。

(3) 業務責任者が休暇、病気その他やむを得ない事情により不在となるときに、その業務の代行を行う副責任者を定めなければならない。

副責任者は、同等施設での実務経験を有する者から選任する。

(4) 最終処分場技術管理士(一般財団法人日本環境衛生センター交付)の認定証を有する者を選任し、廃棄物の処理および清掃に関する法律に規定する維持管理の基準に係る違反が行われないよう従事者を監督し技術指導を行うこと。

なお、技術管理士は業務責任者が兼ねることができる。

※選任者は、事故等の場合に1時間程度で現場へ到達できる者とする。

10 業務主任

委託者は、受託者の業務の履行について指導・監督する業務主任を定め、書面をもって受託者に通知するものとする。

11 費用負担

(1) 委託者が負担するものは下記のとおりとする。

ア 浸出水処理施設の運転に必要な電力、上水道、灯油。

イ 凝集沈殿、脱水に必要な薬品(硫酸バンド、高分子凝集剤)に要する経費。

ウ 浸出水処理施設の整備、補修に必要な機械部品(消耗品は除く)に要する経費。

(2) 前項に定めるもの以外は受託者の負担とする。

ア 蛍光灯を含む電球類、油脂類、各種洗浄剤等

イ 施設で発生する生活ゴミの処理に要する経費

ウ その他諸経費

12 浸出水年間処理計画

(1) 施設の処理能力 500m³/日

(2) 令和6~8年度処理予定量 340m³/日

13 提出図書

(1) 着手時に提出 (各2部)

ア 業務着手届

イ 業務責任者指定通知書

(経歴書、資格書(写)、受託者との雇用関係を証明する書類等を含む)

ウ 技術管理士指定通知書

(資格書(写)、受託者との雇用関係を証明する書類等を含む)

エ 業務従事者届

オ 業務日程表

カ 休日、夜間緊急連絡体制表

キ 緊急事態対応手順書(以下の状況を想定した初期対応の手順書)

(ア) 危険薬品の漏洩

(イ) 酸素欠乏症の発生

(2) 報告書

ア モエレ処理場浸出水処理業務日誌(様式1) 毎日(業務従事日)

イ モエレ処理場電気日誌(様式2) 毎日(業務従事日)

ウ モエレ処理場業務月報(様式3) 毎月

エ モエレ処理場受電・配電設備点検記録(様式4) 毎月

オ モエレ処理場浸出水処理設備点検記録(様式5) 毎月

カ モエレ処理場降雨量報告書(様式6) 毎月

キ 原水流入測定記録表(様式7) 毎週

ク 放流水測定記録表(様式8) 毎週

ケ モエレ処理場・集水槽水位測定記録表(様式9) 毎月

コ 各種使用量報告書(様式10) 毎月

サ モエレ処理場集水槽・電気点検記録表(様式11) 毎月

(3) その他

ア 業務完了届(役務-第9号様式) 毎月

イ ポンプ等設備機器の修理及び不具合、オーバーホール等の報告(写真付) 随時

ウ その他委託者が必要と認める事項 随時

(4) 労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する特記事項

受託者は、次に掲げる書面を、委託者が指定する期日までに提出すること。

ア 労働者の労働環境に関する書面の提出

(ア) 業務従事者名簿(様式1)及び業務従事者配置計画書(様式2)

業務対象施設に日常に従事(常駐)する労働者(以下「労働者」という。)の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿(様式1)」及び「業務従事者配置計画書(様式2)」を業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場

合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

(イ) 業務従事者健康診断受診状況報告書(様式 3)

労働者(上記(ア))の「業務従事者名簿(様式1)」により報告のあった労働者の健康受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書(様式 3)」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。なお、複数年契約のものにあつては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。

(ウ) 業務従事者支給賃金状況報告書(様式 4)

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、業務従事者支給賃金状況報告書(様式 4)を提出すること。

イ 労務管理に係る書類

次のいずれかに該当する場合にあつては、受託者は、上記アの書面のほか、契約約款第 16 条第 2 項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

- ① 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの
- ② 上記アの書面での確認において疑義が生じたもの

なお、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

14 受託者に貸与する図書及び施設等について

業務の実施に先立ち、以下の図書及び施設等を貸与する。

業務に必要となる工具、測定器等は受託者が準備すること。なお、施設に備え付けられた工具等の維持管理は受託者が適切に行うこと。

- (1) 施設関連各しゅん功図書一式
- (2) 施設内事務室及びその他付帯設備(電話・机・椅子等)

15 環境負荷の低減

- (1) 業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 電気、水道等の使用にあたっては極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 業務の履行において使用する物品は、極力環境に配慮したものとする。
- (5) 業務の履行に伴い排出される廃棄物を極力減量し、リサイクルすること

16 情報セキュリティ

- (1) 業務の履行に伴い知り得た情報は、一切他に漏らしてはならない。
- (2) 施設内に関係者以外を立ち入らせてはならない。
- (3) 庁舎を施錠する鍵の管理には十分注意し、紛失等の事故を起こさないようにする。
- (4) 施錠することなく庁舎内を無人にしてはならない。

17 委託業務の新旧引継ぎ

- (1) 受託者は、次期の運営管理受託者に対し委託期間終了予定日の概ね 3 週間前から委託期間終了予定日までの間に業務の引き継ぎを行わなければならない。

引き継いだ内容等は文書にして、委託者に報告すること。

また、次期受託者を実務等立会のもと、実操作を行わせる等、操作指導を含めた引継ぎをすること。

なお、委託業務完了時に、当該年度の業務内容、維持管理状況及び実績について精査し次年度以降、評価の対象とする。

引継ぎに必要なマニュアル等は積極的に作成し、資料・報告書と共に、次期受託者に引き継ぐ

ものとする。

- (2) 受託者が新規契約者の場合は、前受託者より業務の引継を受け、業務履行に支障を来たさぬよう操作方法等を習得すること。

18 その他

(1) 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合及び本仕様書に定められていない事項については、双方協議により定める。

なお、業務委託仕様書に記載なき事項であっても、業務遂行に必要なものは受託者の責任においてこれを処理すること。

(2) 法令遵守(コンプライアンス)の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

(3) 損害の補償

受託者の故意または過失により生じた施設等の損害(業務完了後に発覚した本業務に起因する設備不具合も含む)を与えた場合、直ちに委託者に申し出るとともに、委託者の定めるところにより、速やかにその損害を補償するとともに、責任をもって解決にあたること。

(4) 事故対応

業務中事故が発生した場合、速やかに応急処置をとり必要な機関へ連絡するとともに、直ちに委託者に報告すること。

19 留意事項

- (1) 本調達案件については、本市労務単価のうち日額単価については令和5年度、その他の単価等については令和6年度を適用して積算、入札及び契約を行うこととする。
- (2) 本調達案件の受託者は、令和6年度の本市労務単価の公表後に、労務単価額の変更に伴う契約金額の変更協議を請求できるものとする。
- (3) 当該協議により変更する金額については、「令和6年度の本市労務単価により積算された予定価格に当初契約の落札率を乗じた額と当初契約額との差額」により算定することを基本とし、算定方法及び請求方法の詳細は、別途本市から受託者に対し通知するものとする。

清 掃 仕 様 書

- 1 国土交通省大臣官房営繕部監修令和5年度版「建築保全業務共通仕様書」に基づき実施する。
- 2 清掃場所および面積は、図番7、8の清掃平面図による。
 - (1) 床の日常清掃は、週1回とする。(年末年始、ゴールデンウィークを除く) 50回/年
 - (2) 床の定期清掃は、年2回とする。
- 3 清掃用具、消耗品は受託者が負担する。
- 4 トイレトペーパー等衛生消耗品は受託者が負担する。
- 5 施設で発生する生活ゴミの処理に要する経費は受託者が負担する。
- 6 毎月、業務報告として様式13清掃業務報告書を提出すること。

主要機器一覽

- 1 集水マンホール
 - (1) No.1集水マンホール
水中ポンプ DN80/100 A-P 3相200V 50Hz 5.5kW
 - (2) No.2集水マンホール
水中ポンプ 100DS55.5 3相200 V 50Hz 5.5kW
 - (3) No.3集水マンホール
水中ポンプ CN80.100 A-P 3相200 V 50Hz 5.5kW
 - (4) No.4集水マンホール
水中ポンプ CN100 3相200 V 50Hz 5.5kW
 - (5) No.5集水マンホール
水中ポンプ CN100 3相200 V 50Hz 5.5kW
 - (6) No.6集水マンホール
水中ポンプ DN80/100 A-P 3相200 V 50Hz 5.5kW
 - (7) No.7集水マンホール
水中ポンプ CN100 3相200 V 50Hz 5.5kW
 - (8) No.8集水マンホール
水中ポンプ 100DLC 55.5 2台 3相200 V 50Hz 5.5kW
- 2 調整槽攪拌ポンプ
水中攪拌ポンプ
100DE 53.7 3相200 V 50Hz 3.7kW
- 3 浸出水圧送ポンプ
水中ポンプ
S3N80 3相200 V 50Hz 2.2 kW
- 4 沈殿槽集泥機
減速機
CVVM05-6190TA-TL-17255 3相200 V 50Hz 0.4 kW
- 5 急速攪拌槽
攪拌機
C14VM5-6140-15 3相200 V 50Hz 3.7 kW
- 6 緩速攪拌槽
攪拌機
TFCG-0303-10 2台 3相200 V 50Hz 2.2 kW
- 7 凝集沈殿槽集泥機
減速機
CVVM05-6190TA-TL-17255 3相200 V 50Hz 0.4 kW
- 8 返送汚泥ポンプ(沈殿槽引抜ポンプ)
CNA65-22 2台 3相200 V 50Hz 2.2 kW
- 9 凝集沈殿槽引抜ポンプ
CNA50-18 2台 3相200 V 50Hz 1.5 kW
- 10 汚泥抽出ポンプ
CAN50-18 2台 3相200 V 50Hz 1.5 kW

- 11 高分子凝集剤圧送ポンプ(C-700S用)
NFA-322FN4G-07SC 2台 3相200 V 50Hz 0.75 kW
- 12 高分子凝集剤投入ポンプ(A-210用)
LK-32VS-02 2台 3相200 V 50Hz 0.2 kW
- 13 硫酸バンド投入ポンプ
LK-41VC-02 2台 3相200 V 50Hz 0.2 kW
- 14 遠心分離機
SD250P 3相200 V 50Hz 13.6 kW
- 15 凝集剤攪拌機
MT-26-GNS-0.75 2台
- 16 外硫酸バンド投入ポンプ
SL-40F 1台 3相200 V 50Hz 0.4 kW
- 17 ろ液槽ポンプ
CN501 2台 3相200 V 50Hz 0.75 kW
- 18 加圧給水ポンプ
GME 50×6-53.7 3台 3相200 V 50Hz 3.7 kW
- 19 汚泥貯留槽攪拌機
NTCN4-015-4-025 1台 3相200 V 50Hz 1.5 kW